

令和3年5月18日
学校法人熊本城北学園

職員の懲戒処分について

このたび、本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 被処分者

看護福祉学部教授

2. 処分内容

停職3月

3. 事案の概要

被処分者は、本学職員らに対し、その立場を利用し、威圧的な発言をする等、ハラスメントに該当する行為をした。

また、本学職員1名に対し、その職員が担当する予定の科目について、本人に何ら相談することなく他の職員へ担当科目を依頼し、同職員に当該科目を担当させない措置を進める等、多大な精神的苦痛を与えた。

こうした被処分者の非違行為は、学園内の秩序を乱すとともに就業規則及び諸規程に違反することから、就業規則の規定により懲戒処分を行ったものである。

4. 処分年月日

令和3年5月14日

【本件に関するお問合せ先】

学校法人熊本城北学園総務課
電話 0968-75-1800